



第5章

今後の展開イメージ・支援制度

1. 今後の展開イメージ

このスタートブックの第1章で触れたとおり、産業・まちなか遺産といえる建物を所有している方の多くは、その建物に愛着を持っているものの、「建物の価値がわからない」「相続問題で止むを得ない、お金がない」「高齢化、住み手がない」といった悩みも抱えています。そして、いざ活用を決断して取り組みを始めても、活用に至る様々なプロセスにおいて悩みが新たに出てきます。

この調査を進めていく中でも、「活用に至る様々なプロセスで生じる悩みをどこに相談すればいいか」というのは大きな問題である。しかし、所有者等から悩みや相談を受け、そして、それらを解決できるノウハウを持つ個人、団体を紹介して、支援するというシステムが現在のところない。これを整備することが、今後の活用への取り組みを支援する上でも必要である。」といった意見が出されています。加えて、根本的な問題として、産業・まちなか遺産の活用は、所有者個人の力のみで進められる性質のものではなく、幅広い分野に跨る方々の協力が不可欠であるということがあります。

(P1の「活用までのプロセス及びプロセス毎の悩み(課題)」をいま一度ご覧ください。)

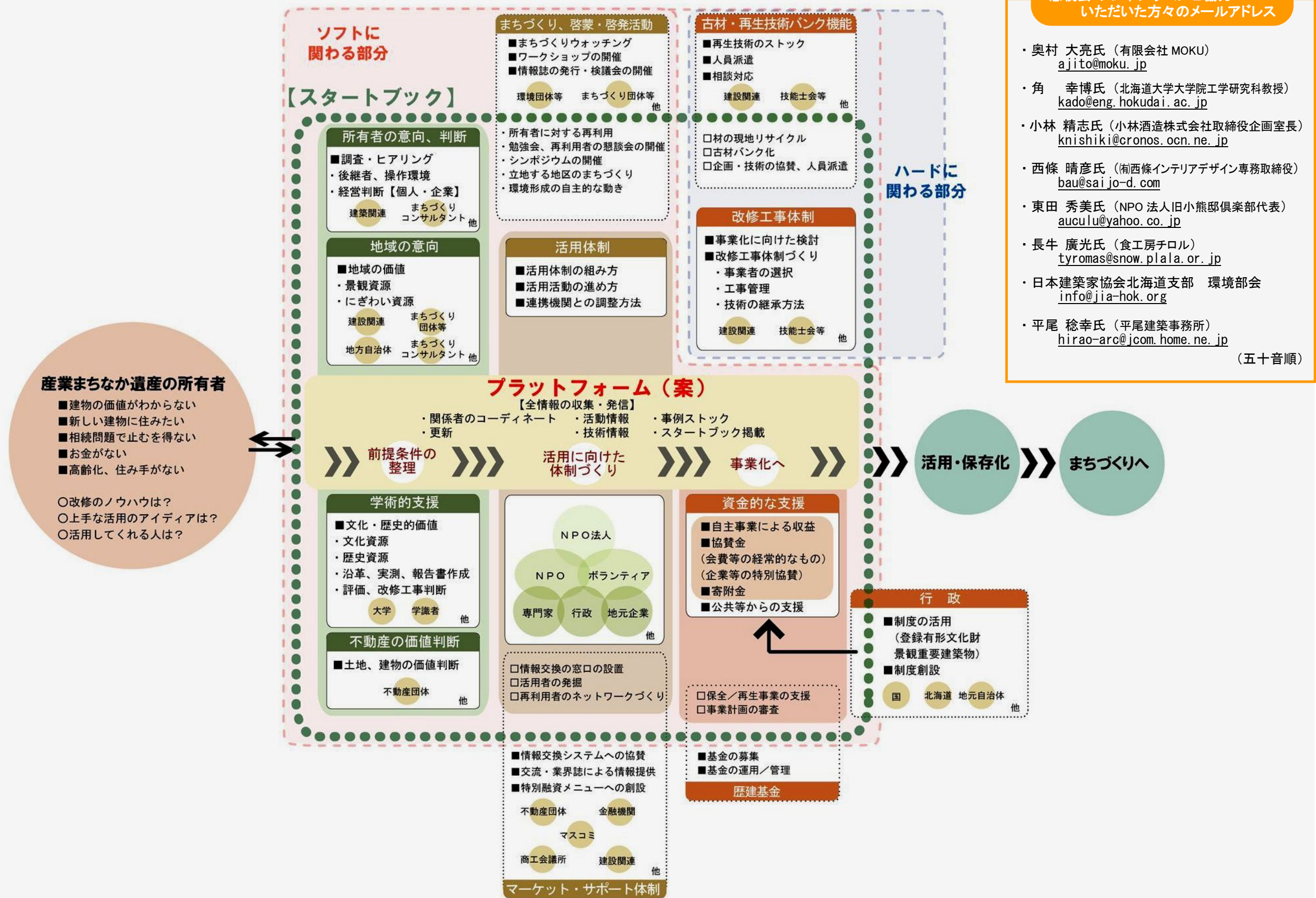
そのため、それらの問題・課題の解決策の第一歩として、情報発信の場としての「施設活用に係るプラットフォーム」の構築イメージについて研究を行いました。

施設活用に係るプラットフォームの構築の可能性に関する研究

プラットフォームの概念図(案)は、次ページに示しましたが、このプラットフォームの機能としては、活用に至るプロセスごとの悩みに応じた関係者の紹介・コーディネートから、関連する活動団体の情報提供、他地区の事例紹介、技術情報提供などが考えられます。

このプラットフォームを構築するには、北海道内外における取り組み事例に関する情報、各種支援制度とその適用事例に関する情報及び、幅広い分野に跨る企業、団体、官公署等に関する情報を収集して、データベースを構築すること。そして、プラットフォームを維持していくためには、データベースの管理(更新を含む)を行い、所有者からの相談内容に応じて適切な情報提供を行う事務局機能が不可欠ですが、情報の収集・発信のみでは、事務局機能を維持するための資金調達には繋がらないのが現実であることから、常設の事務局体制を維持するための安定した資金調達をいかにして行うかが大きな課題となっています。

プラットフォーム概念図（案）



2. 支援制度について

産業・まちなか遺産の保存・活用に関して、資金の確保（改修及び維持管理及び、ソフト面での活動）及び、そのための体制作りの重要性とその取り組みの困難性は、様々な場で多くの方により指摘されています。一方で、これらに対応する支援制度等は、近年徐々に整備されつつあります。

ここでは、全国を対象とした国の各省庁のもの、北海道内及び、札幌市における各種支援制度を整理しました。

国における支援制度

登録有形文化財建造物における支援（文化庁）

登録基準 (登録有形文化財に当てはまる建築物の基準)

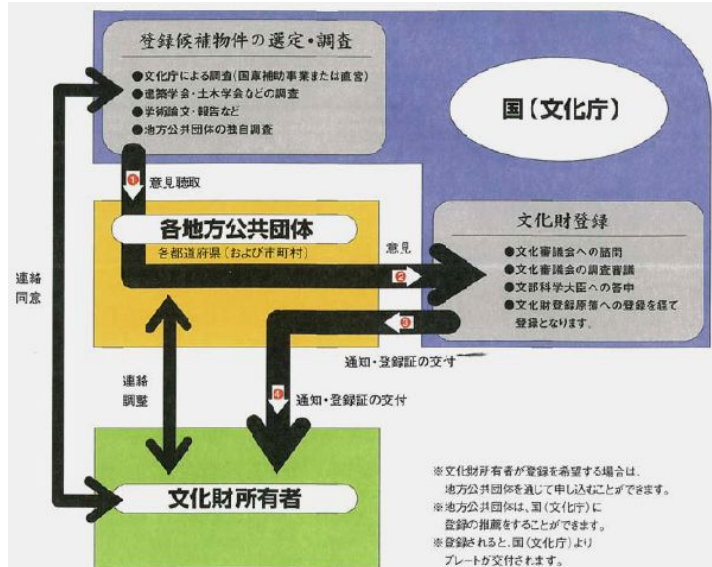
- 対象となる建造物の種類
 - ・建築物……住宅、事務所、工場、社寺、公共建築など
 - ・土木構造物……橋、トンネル、水門、堤防、ダムなど
 - ・その他工作物……煙突、塀、櫓など

○登録文化財にあてはまる建造物の基準

基準	築後 50 年を経過している建造物で		
	国土の歴史的景観に寄与しているもの	造詣の規範となっているもの	再現することが容易でないもの
具体的な例	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な愛称などで広く親しまれている場合 ・その土地を知るのに役立つ場合 ・絵画などの芸術作品に登場する場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・デザインが優れている場合 ・著名な設計者や施工者が関わった場合 ・後に多く作られるものの初期の作品 ・時代や建造物の種類の特徴を示す場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・優れた技術や技能が用いられている場合 ・現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合 ・珍しい形やデザインで他に同じような例が少ない場合

※) 具体的な例については上記に限定されるものではなく、学会等の学術団体や教育委員会の調査報告書で評価されているものほとんどは基準を満たしているといえる。

登録までの流れ



優遇・助成措置等 <small>(登録すると適用される優遇措置)</small>	<ul style="list-style-type: none"> ○保存活用するために必要な修理の設計管理費の2分の1を国が補助 <small>(登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助/文化庁)</small> ○敷地の地価税を2分の1に減税 <small>(地価税法施行令17条第3項)</small> ○家屋の固定資産税を2分の1に軽減 <small>(地方税法)</small> ○改修などに必要な資金を日本政策投資銀行より低利で融資 <small>(融資条件等詳細については、金融機関に問い合わせる)</small>
--	--

景観形成総合支援事業（国土交通省）

支援内容	<p>地域の景観上重要であって、特に交流人口の拡大の効果が大きく見込まれる、景観法に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の保全活用（景観重要建造物の修理や景観重要樹木の枯損・倒伏防止措置等）を中心とした取組みを支援する。</p> <p>■ 事業の枠組み</p> <div style="text-align: center;"> </div>
対象地域	<ul style="list-style-type: none"> ○国土交通大臣が同意した外客誘致法に基づく外客来訪促進地域（北海道内は全域）かつ景観法に基づく景観重要建造物または景観重要樹木（確実に指定されると認められるものを含む）の存する地域 ○「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」に基づき、市町村が作成し、国の認定を受けた「歴史的風致維持向上計画」の重点区域の区域 ○「観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律」に基づく「認定観光圏整備実施計画」の区域を追加する。
事業主体	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村（直接補助：事業費の1/3以内） ○景観整備機構等、市町村以外の民間団体・個人 <small>〔間接補助：事業費の1/3以内、かつ市町村の補助に要する費用の1/2以内〕</small> ○必須事業を行う市町村と協議した上で、当該市町村が作成する「景観形成・活用事業計画」に位置づけられた都道府県（都道府県の管理施設を対象とする場合に限る）

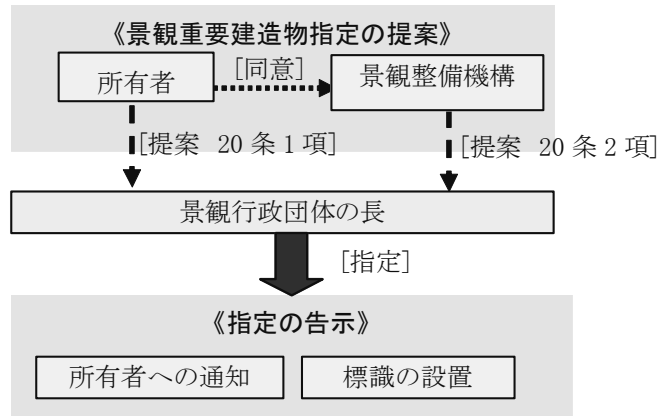
【参考】
景観重要建造物の指定
(指定基準等)

景観行政団体の長は、景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)で国土交通省令で定める基準に該当するものを、景観重要建造物として指定することができる。(景観法第19条1項より)

国土交通省令で定める基準

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて建造物(これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。)の外観が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること

■景観重要建造物 指定までの流れ



まちづくり交付金（国土交通省）

<p>支援内容</p>	<p>地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的とし、市町村が作成した都市再生整備計画に基づき実施される事業等の費用に充当するための交付金である。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>地方の自主性裁量性の大幅な向上 手続きの簡素化による使い勝手の大幅な向上 NPM(ニューパブリックマネジメント)の導入</p> </div> <p>計画全体を評価し、採択 幅広い交付対象</p> <p>○基幹事業 道路、公園等の公共事業</p> <p>○提案事業 コミュニティバスの社会実験等、市町村の提案に基づく事業</p> <p>従来の補助事業 ・個別事業毎に審査、採択 ・事業毎に補助率は固定 ・事業間の流用不可</p> <p>最大4割 = 交付額</p> <p>区画整理 駅前広場 コミュニティバス 空き店舗活用 ワークショップ 道路 住宅 社会実験</p>
<p>まちづくり交付金を活用した景観形成例</p>	<p>散策路 (市町村・基幹事業)</p> <p>案内板 (市町村・基幹事業)</p> <p>地域振興に資する取り組みの促進</p> <p>取り壊し (民間・提案事業) → 民間資金の誘導</p> <p>起業化支援施設の整備 (民間・提案事業) → 技術開発 (民間・提案事業)</p> <p>既存建築物買取り、改修 (民間・提案事業) → NPO活動 (民間・提案事業)</p>

街なみ環境整備事業の拡充（国土交通省）

<p>支援内容</p>	<p>景観法に基づく取り組みの着実な推進を図るための措置を講じる等により、市町村や土地所有者等による景観形成事業を支援する。</p> <p>○景観法との連携の明確化 景観法に基づく景観計画区域及び景観地区について、街なみ環境整備促進区域の要件として位置付ける。</p> <p>○景観重要建造物に係る支援 ・景観法に基づく景観重要建造物の修景について、修景施設整備費の対象であることを明確化する。 ・街なみ整備助成事業の施行者に景観整備機構を追加する。</p>
-------------	--

住民参加型まちづくりファンド（民間都市機構）

<p>支援内容</p>	<p>地域の資金を地縁（地域住民、地元企業等）により調達し、これを景観形成・観光振興等へのまちづくりへ誘導するため、住民まちづくりファンドに対して、資金拠出により支援を行うものです。</p> <p>■ファンドによる支援の枠組み</p> <pre> graph LR A[国] -- 補助 --> B[民間都市機構 有識者による 選定委員会] B -- 資金拠出 --> C[まちづくり ファンド (公益信託等)] D[地元自治体] -- 資金拠出 --> C E[住民] -- 資金拠出 --> C F[地元企業] -- 資金拠出 --> C C -- 助成 --> G[景観形成・観光振興等 のためのまちづくり事業] </pre> <p>まちづくり事業の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 景観形成 （街並み景観に配慮したファザードの改修など） ・ まちの魅力アップ （シンボル施設の整備、ライトアップ設備の整備など） ・ 伝統文化の継承・歴史的施設の保全 （伝統文化継承のための資料館等の整備や地域の伝統的な町家、歴史的建造物（倉庫蔵、住宅等）の保全・改修、歴史的土木施設（波止場・護岸等）の保全など） ・ その他に、観光振興、安全安心なまちづくりに関する施設整備など
<p>支援対象</p>	<p>満たすべき要件は以下の3点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地域住民、地元企業等によるまちづくり事業への助成等を行う公益信託、公益法人（財団法人又は社団法人）、市町村長が指定するNPO等の非営利法人又は地方公共団体が設置する基金 ○地方公共団体から資金拠出が行われていること ○募集等によって、当該まちづくりファンドに住民・企業等からの拠出が既に行われ又は、今後行われることが見込まれるもの
<p>拠出金額の限度額</p>	<p>以下の3つのうち、最も少ない額</p> <ul style="list-style-type: none"> ○原則として2,000万円。ただし、対象となるまちづくりファンドの規模、助成対象等を考慮し、必要と認められる場合は、5,000万円までの拠出が可能 ○まちづくりファンドへの地方公共団体の拠出額 ○ファンドの総資産額（民間都市機構拠出分を含む）の1/3

重要文化財（建造物）耐震診断事業（文化庁）

<p>支援内容</p>	<p>その多くが木造である重要文化財について、耐震診断を促進し、地震災害による被害軽減対策を推進するため、耐震基礎診断の実施に要する経費について補助を行う。</p> <p>補助対象項目は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ○基礎診断書の作成経費 （保有耐震性能の確認、必要耐震性能の設定、基礎診断書の作成） ○耐震性能の向上措置に係る提案書の作成経費についても含み得る
-------------	--

国指定文化財に関する指定寄付（文化庁）

支 援 内 容	<p>国宝・重要文化財（建造物、美術工芸品）など国指定文化財の修理事業を行う法人又は団体に対する寄付金で、広く一般から募集され、かつ公益性及び緊急性が高いものとして、財務大臣が指定したものに関する優遇措置。</p> <p>指定寄付金に指定を受けた事業に、法人や個人が寄付した場合の優遇措置は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○法人(法人税) 通常損金算入の限度額とは別枠で、寄付した金額の全額を損金に算入することができる ○個人(所得税) 「寄付した金額(当該年度の所得金額の40%を限度)－5千円」に該当する額を所得から控除できる。
---------	---

住宅等に係る耐震改修促進税制（内閣府）

支 援 内 容	<p>【住宅に係る耐震改修促進税制】(所得税、固定資産税)</p> <p>個人が、旧耐震基準(昭和56年以前の耐震基準)により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、以下のとおり、所得税の控除、固定資産税の減額を受けることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">所 得 税</th> <th style="text-align: center;">固 定 資 産 税</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">対象区域</td> <td>一定の区域内(※)</td> <td>対象区域の限定はない</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除及び減額金額</td> <td>当該改修工事に要した費用の10%相当額(上限20万円)</td> <td>当該住宅の120㎡相当部分につき下欄の表のとおり減額 〔耐震改修に係る費用が30万円以上であることが必要〕</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">工事期間</td> <td>平成20年12月31日まで</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事期間</th> <th style="text-align: center;">減 額 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18～21年</td> <td style="text-align: center;">3年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22～24年</td> <td style="text-align: center;">2年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成25～27年</td> <td style="text-align: center;">1年間 1 / 2</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(※) (1) 「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」の地域住宅計画 (2) 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の耐震改修促進計画 (3) 住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）</p> <p>【事業用建築物に係る耐震改修促進税制】(所得税、法人税)</p> <p>事業者が、平成22年3月31日までに、耐震改修促進法に規定する特定建築物(※)について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を行い、かつ、その特定建築物が同法に基づく耐震改修に係る指示を受けていない場合に、10%の特別償却ができる。</p> <p>(※)事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物</p>		所 得 税	固 定 資 産 税	対象区域	一定の区域内(※)	対象区域の限定はない	控除及び減額金額	当該改修工事に要した費用の10%相当額(上限20万円)	当該住宅の120㎡相当部分につき下欄の表のとおり減額 〔耐震改修に係る費用が30万円以上であることが必要〕	工事期間	平成20年12月31日まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事期間</th> <th style="text-align: center;">減 額 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18～21年</td> <td style="text-align: center;">3年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22～24年</td> <td style="text-align: center;">2年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成25～27年</td> <td style="text-align: center;">1年間 1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	工事期間	減 額 幅	平成18～21年	3年間 1 / 2	平成22～24年	2年間 1 / 2	平成25～27年	1年間 1 / 2
	所 得 税	固 定 資 産 税																			
対象区域	一定の区域内(※)	対象区域の限定はない																			
控除及び減額金額	当該改修工事に要した費用の10%相当額(上限20万円)	当該住宅の120㎡相当部分につき下欄の表のとおり減額 〔耐震改修に係る費用が30万円以上であることが必要〕																			
工事期間	平成20年12月31日まで	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">工事期間</th> <th style="text-align: center;">減 額 幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18～21年</td> <td style="text-align: center;">3年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成22～24年</td> <td style="text-align: center;">2年間 1 / 2</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成25～27年</td> <td style="text-align: center;">1年間 1 / 2</td> </tr> </tbody> </table>	工事期間	減 額 幅	平成18～21年	3年間 1 / 2	平成22～24年	2年間 1 / 2	平成25～27年	1年間 1 / 2											
工事期間	減 額 幅																				
平成18～21年	3年間 1 / 2																				
平成22～24年	2年間 1 / 2																				
平成25～27年	1年間 1 / 2																				

北海道内での支援制度

太陽財団助成事業（(財)太陽北海道地域づくり財団）

支 援 内 容	地域固有の資源の保全・活用や文化・スポーツの振興などを通じた、意欲的な地域づくりの活動に対して、財政的援助を行う。
支 援 対 象	<p>○市町村及び、市町村と連携しながら地域づくり活動を実践する団体等が、実施する大会、学会、セミナー、シンポジウム、現地見学会、体験学習会、イベント、PR資材、地域固有の資源の補修・改修等。</p> <p>○選定基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新し さ……最近の時代背景に応じて新たに始まった取り組み、内容を見直して充実させた取り組み ・効 果……経済活性化、環境保全、地域づくり、人づくり等、地域づくりに繋がるもの 活動費に占める助成金の割合、取り組みの話題性、広域的な効果等に注目 ・視 点 と 手 法……その地域の特徴的な資源を生かしているもの ・遺 産……北海道遺産に該当するもの
補 助 金 額	<p>○助成上限額は原則 300 万円程度とし、活動団体の人件費などの管理費は認めない。また、助成することを決定した活動毎に助成上限額及び助成比率をつけて配分。</p> <p>○平成 19 年度実績は、12 件、1,333 万円。</p>

いきいきふるさと推進事業（(財)北海道市町村振興協会）

支 援 内 容	地域の課題に対応し、地域の活性化を図ることを目的とする特色ある事業に対して、支援を行う。 問合せ先は、(財)北海道市町村振興協会及び、北海道の各支庁地域振興部地域政策課
支 援 対 象	<p>○助成対象者 市町村及び市町村が関与する実行委員会等</p> <p>○助成対象事業 以下の政策課題に基づき、広域的又は小規模に実施するソフト事業 観光の振興、地場産業の振興、高度情報化の推進、 介護・保険福祉事業、人材育成の活用、国際交流の推進、 地域間交流の推進、地域文化の創造、地域C I の推進、 環境保全対策</p>
補 助 金 額	<p>○補 助 率 助成対象事業費のうち、市町村が負担する経費の 1/2</p> <p>○助 成 額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域的事業 100～300 万円 ・小規模事業 50～100 万円 <p>○平成 19 年度実績は、170 市町村等、188 事業、1 億 8300 万円。</p>

札幌市における支援制度

景観重要建造物等助成金（札幌市）

支 援 内 容	地域の歴史や文化を継承する建築物等を景観資源としてまちづくりに活かすために、市が独自に指定する札幌景観資産（旧都市景観重要建造物等）の保存を要する経費の助成を行う。 ○補助内容 ・外観の保存改修工事に要する費用 ・屋根、外壁、基礎、開口部、下地材、外観にかかわる構造耐力上主要な部分
支 援 対 象	札幌景観資産(旧都市景観重要建造物)に指定されている建築物
補助金額・補助実績	○補助金額 助 成 率：1/2 以内 助成限度：500 万円 ○過去の事例・件数 ・内 容：外断熱改修工事、壁面塗り替え、建具替え等 ・件 数：平成 17～19 年度で 8 件

【参考】札幌景観資産（旧都市景観重要建造物等）

	名 称	所 在 地	構 造	建設年
1	日本食品製造合資会社旧工場	西区八軒 1 条西 1 丁目 13-1	れんが造	1929
2	北星女学校宣教師館(北星学園創立百周年記念館)	中央区南 4 条西 17 丁目 2	木造	1926
3	三谷牧場牛舎・サイロ	西区発寒 8 条 13 丁目 1	れんが造	1928
4	旧小熊邸(ろいず珈琲館)	中央区伏見 5 丁目 1875-33 の内	木造	1927
5	石山郵便局(ぼすとかん)	南区石山 2 条 3 丁目 1-26	石造(札幌軟石)	1940
6	杉野目邸【非公開】	中央区南 19 条西 11 丁目	木骨れんが造	1933
7	日本基督教団札幌協会礼拝堂	中央区北 1 条東 1 丁目	木骨石造	1904
8	旧吉田善太郎別邸(八紘学園栗林記念館)	豊平区月寒東 1 条 12 丁目	木造	1909
9	旧吉田牧場畜舎・サイロ(八紘学園資料館)	豊平区月寒東 1 条 13 丁目	木造(畜舎) 石造(サイロ)	明治
10	旧石切山駅(石山振興会館)	南区石山 1 条 3 丁目	木造一部石造	1918
11	旧中井家リング倉庫(平岸天神太鼓道場)	豊平区平岸 3 条 2 丁目	れんが造	1935
12	星野邸	中央区北 6 条西 12 丁目	木造	1932
13	めばえ幼稚園	中央区南 12 西 12 丁目	木造	1937
14	日本福音ルーテル札幌協会	中央区南 12 西 12 丁目	木造	1934
15	沼田家住宅旧りんご倉庫	豊平区西岡 4 条 10 丁目	れんが造	1953
16	旧沼田家りんご倉庫(ろいず珈琲館)	豊平区西岡 4 条 10 丁目	れんが造	1953
17	札幌資料館(旧札幌控訴院)	中央区大通西 13 丁目	組積造一部RC造	1926
18	北海湯	東区北 7 条東 3 丁目 28 番地	れんが造	明治末期～ 大正初期
19	札幌聖ミカエル教会	東区北 19 条東 3 丁目	れんが一部木造	1960
20	エドウィン・ダン記念館	南区真駒内泉町 1 丁目	木造	1887
21	城下病院【非公開】	中央区南 5 条西 21 丁目	木造	1930
22	カトリック北一条教会 聖堂	中央区北 1 条東 6 丁目	木造一部石造	1898
23	カトリック北一条教会 司祭館カテドラルホール	中央区北 1 条東 6 丁目	木造一部石造	1898

札幌市木造住宅耐震診断補助事業（札幌市）

支 援 内 容	札幌市が開催する講習会を受講し、「札幌市木造住宅耐震診断員」として登録された建築士が実施する耐震診断の費用の一部を補助するもので、(社)北海道建築設計事務所協会札幌支部と連携して実施している。問合せ先は、札幌市都市局市街地整備部住宅課。
支 援 対 象	○札幌市内にある一戸建て木造住宅で以下の条件を満たすもの <ul style="list-style-type: none"> ・昭和 56 年以前の耐震基準により建設されたものであること ・全体の階数が 3 階、木造部分の階数が 2 階建て以下であること ・在来軸組工法で建築されたものであること ・専用住宅もしくは、兼用、併用住宅であること
補 助 限 度 額	耐震診断に要する費用(消費税相当額を除く)のうち、耐震診断を行った建築士事務所に支払った金額の 2/3 以内で、限度額は 30,000 円。(千円未満切捨て) なお、補助は、1 つの住宅につき 1 回限りとします。

街並み景観形成活動等補助金（札幌市）

支 援 内 容	札幌市で都市景観の形成や都市環境の改善へ向けて活動する団体に対して活動費の一部を補助する。 問合せ先は、札幌市市民まちづくり局地域計画課。
支 援 対 象	○次のいずれかに該当する団体 <ul style="list-style-type: none"> ・都市景観協定の締結を目指す又は締結後に地区内の景観形成を推進する団体 ・都市景観形成地区の指定を目指す又は指定後に地区内の景観形成を推進する団体 ・地区計画制度を踏まえたまちづくりの推進を目的とする団体 ・市内で景観形成に関する活動を行っている団体
補助金額・補助実績	○補助金額 補助対象(集会等に関する使用料、印刷物の作成費、調査費等)について、対象団体が選択する以下のいずれかの額 <ul style="list-style-type: none"> ・定額補助金（補助対象費用の合計額以内かつ5万円以下） ・定率補助金（補助対象費用の合計額の 2/3 以内かつ 50 万円以下） ○事 例 <ul style="list-style-type: none"> ・H18 年度 札幌昭和会「札幌の景観色 70 色」推進活動 ・H19 年度 JR 白石まちづくり協議会 (街歩き、ワークショップ、会議、パンフレットの作成などに関する補助)